

報告第2号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

平成29年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 2 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 19 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和 39 年三田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項を削る。

付則第 17 項を付則第 18 項とし、付則第 16 項中「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項、第 42 項」を「第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項」に改め、同項を付則第 17 項とする。

付則第 15 項中「付則第 5 項及び第 7 項」を「付則第 6 項及び第 8 項」に、「付則第 5 項及び第 8 項」を「付則第 6 項及び第 9 項」に、「付則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」を「付則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」に、「付則第 8 項から第 10 項まで」を「付則第 9 項から第 11 項まで」に、「付則第 10 項」を「付則第 11 項」に、「付則第 11 項から付則第 13 項まで」を「付則第 12 項から第 14 項まで」に、「付則第 12 項」を「付則第 13 項」に改め、同項を付則第 16 項とする。

付則第 14 項を付則第 15 項とし、付則第 10 項から第 13 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

付則第 9 項中「付則第 5 項」を「付則第 6 項」に改め、同項を付則第 10 項とする。

付則第 8 項中「付則第 5 項」を「付則第 6 項」に改め、同項を付則第 9 項とする。

付則第 7 項中「付則第 5 項」を「付則第 6 項」に改め、同項を付則第 8 項とする。

付則第 6 項を付則第 7 項とし、付則第 5 項を付則第 6 項とし、付則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を付則第 3 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

4 法附則第 15 条第 44 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

（法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合）

5 法附則第 15 条第 45 項に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、付則第4項を付則第3項とし、同項の次に2項を加える改正規定(付則第5項に係る部分に限る。)は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の三田市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。